東京都石神井学園

Ⅰ　施設概要

所在地	東京都練馬区石神井台３－３５－２３

事業種別			定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	児童養護施設	１３０人
	第２種社会福祉事業	地域子育て支援事業	ショートステイ：６人 トワイライトステイ：８人

Ⅱ　令和8年度の運営方針

一人ひとりの児童の意向や個性を尊重し、児童が安全で安心に生活できる環境を提供すると共に、大人に大切されているということを実感できる支援を実践していく。

また、施設運営を支える人材の確保・育成及び運営体制の強化、予算の計画的な執行管理など、施設運営の充実に努めていく。とりわけ権利擁護の意識を大切にすることは児童支援の根幹であり、支援スキルはもちろん、「今、目の前にいる子どもを大切にする」とはどういうことかに着目し、園が一体となって考えられる取り組みを推進する。このことに併せて、職員一人ひとりが心身ともに健康で、職員間の良好なチームワークに基づく風通しの良い職場づくりこそが、児童支援の質を高めるということを肝に銘じ、子どもも職員も安心した居場所づくりとなるよう組織一体となった取り組みを進めていく。

さらに、東京都の第五期指定管理施設として、福祉人材の研修フィールドとしての役割を果たすことや福祉先端機器の導入など、先進的な取組に力を注いでいく。

東京都石神井学園には 110 年以上の歴史があり、今では情緒・行動上の課題を抱えるなど支援の困難な児童を受け入れる役割を担っている。児童養護施設として、男女混合一般寮・男女別一般寮・高齢児寮・グループホームと児童個々に対応できる多岐にわたる運営形態、そして独自事業である連携型専門ケア機能事業・地域子育て支援事業と多岐にわたる事業を展開している。また、児童にとってより家庭的な環境を提供するために休止していたグループホームの再開と新設グループホームの開設を予定している。これらに対応するために、児童個々に応じた治療的・専門的ケアの推進、職員配置の充実、個々の職員の支援スキルの向上と意識の醸成、園内連携といった取り組みを強化していく。

児童一人ひとりが安心し、職員が誇りを持って働ける施設の実現を目指して、令和８年度の運営方針を以下の通り定める。

【運営方針】

１　利用者本位のサービスの徹底

家庭的な環境を整えた寮運営を充実させるとともに、地域の中で生活を送るグループホームを運営し家庭的養護を推進する。

２　東京の福祉のセーフティネット機能の遂行

児童相談所や学校、病院など関係機関と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き務める。

３　地域と連携し、地域福祉の向上に貢献

地域に根ざした施設として、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応える。

Ⅲ　実施計画

児童の状況は、令和８年３月１日現在、入所率約９割、中高校生が約６割という状況である。最近では、医療機関に入院する児童も多く、医療と連携する頻度が高まっている。

また、学校に登校できない児童や学校の登下校に付き添いを要する児童や障害福祉サービスが必要な児童など、学校や市区町村などと連携したきめ細やかな対応が求められるようになってきている。

さらに、ADHD や ASD などの発達障害を有する児童が増加している傾向にある。児童自立支援施設や他の児童養護施設からの措置変更児童も多く、これらの児童の支援課題は多様で複雑な様相を呈しており、これまでにも増し、適切なアセスメントに基づく専門的な支援が求められている。このため、今後とも児童相談所や学校、病院など関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりに合った支援を行っていく。

このような背景がある中で、より家庭的な養育を推進するために、休止していたグループホームの再稼働、そして新設のグループホームの開設準備を着実に進めていく。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童や利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

児童が意見・意向を表明できる手段を児童が知るために、入所時のインテークから児童が相談できる寮職員・専門職職員・管理監督者層職員等の園内職員や関係機関の相談窓口を紹介するとともに、意見箱の存在や場所についても丁寧に説明する。また、新入所児童に対しては、入所後早い時期に子ども相談員などとの面接の機会を設け、相談できる環境に繋げていく。これらにより、児童が意見を表明できる場を選択できるようにする。

入所児童に対しては、「権利ノート」の説明会の実施を通して、意見を表明する権利があることの認識を深めてもらい、大人に気持ちを言っていいという安心感を伝えることに併せて、自らの気持ちを表現できる力が付くよう支援していく。

子どもの意見・意向を聞く職員は、研修において子どもの権利条約などに触れる機会を通して、児童が意見を表す権利や児童の意見・意向から支援が始まる大切さを知る機会を作っていく、また、児童の意見・意向を聞くことのみならず、その気持ちをどのように取り扱っていくのか、どのように形にしていくのかということに力を入れ、児童が気持ちを表明したことで大人が聞いてくれた、動いてくれたという成功体験に結び付けることができるように、返答することに重きを置き、児童の声を運営会議やフロア代表者会議で共有・協議していく。

イ　自立支援計画の策定

令和７年度に自立支援計画が改定され、１年間新しい様式で策定をした。「子どもの意見表明権を守る」という様式改訂の目的から、意向を聞き、職員と一緒に目標や計画を立て、それらの結果を共に振り返り次の目標・計画を話し合ってきた。マニュアルの活用により、児童の意向を聞く取り組みをしてきたが、聞くタイミング・聞き方・聞く人によって意向は変化しうるものである。このことから、「意向をどのように聞くことが望ましいのか」というスキルについて自立支援委員会で取り上げ、実践に繋げていく。また、児童の様子や言葉の裏の気持ちを捉え、関係性にも着目した聞き取りができるよう自立支援計画策定ヒアリングの際に確認しながら進めていく。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和７年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和８年度も引き続きサービス評価を受審する。

（ア）令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

① 心の悩みを抱えている子どもが多く、多職種の職員や外部の関係者と連携して、子どもが相談しやすい体制を作り心のケアにつないでいる

② 子どもたちの意向把握のため毎年アンケートを行い、昨年度、声に応えて中学生のスマートフォン利用を解禁した

③ 年齢幅が大きく生活パターンが異なる子どももいて、また行事等も違うので、必要に応じて個別に食事時間の調整や食形態等を対応している。

（イ）令和７年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

① 職員のスキルアップを図るとともに、マニュアル等の変更内容の周知を全職員に徹底し、一層の業務の標準化を図るとよい

② 園は塀で囲まれた広い敷地にあり、子どもが地域との関わり等を実感する機会が少ない。園は意識的に地域と関わる機会を作ることを期待する。

③ リスクマネジメントの取り組みを強化したとのことなので、様々な検証を行い事案の減少につなげることを期待したい

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

① マニュアルの更新については、各種委員会で作業をしていくが、周知に力を入れるためにも、委員会時には各所属においての周知状況を確認していく。

② 秘匿児童の入所や生活場所であるということなど安全に配慮をしながら、地域の関係機関や団体との繋がりを強化していくため、園内の設備や場所の貸し出しのあり方を整理し、地域に発信していく。

③ リスクマネジメント委員会が設置されて2年目になることから、震災対応や服薬管理などの優先順位を定めながら議題を取り扱い協議していく。

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に引き続き努める。また、第三者的立場で児童からの様々な相談を受け、園に助言・指導などを行う「子ども相談員（苦情解決委員兼務）」を配置し、児童との交流の場を設けるなど児童が意見や要望・苦情を出しやすい体制を推進していく。

意見箱については、グループホーム（ＧＨ）にはそれぞれの寮に設置し、本園には管理棟・第一サービス棟・各棟（４か所）に設置している。昨年度、４か所増設したことから、児童に設置場所を周知していく。また、新設のグループホームについては開設時に設置できるよう準備していく。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数	相談実施人数
３人（弁護士、民生委員、学識経験者）	月１～２回	３０人

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

意見箱への投函件数	４３件

オ　利用者満足度調査の実施

引き続き、サービス改善に向けたテーマを設定の上、児童からの意向調査をもとに、サービス改善を図る。集まった児童の声を真摯に受け止め、児童へ答えを返すと共に、支援向上への取り組みを権利擁護委員会内で決定していく。要望として出た意見を踏まえて、昨年度は中学生を対象としたスマートフォン貸与を本園においても始めている。また、児童の声から「小学校の卒業式前に所持することで卒業前に友人と連絡先を交換できる」ということを踏まえ、検討をして取り組みを進めていく。行事については、既存の「寮外出・寮外泊」「夏祭り」「クリスマス会」「スポーツ大会」の継続と共に、昨年度開催した「ゲーム大会」の反響が大きかったことを踏まえ、児童の声を取り入れながら、今年度もより良いあり方を検討し取り組んでいく。

実施内容	実施時期
９月までにテーマを検討し実施する。	概ね１１月

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

児童相談所との連携を図りながら、面会や外出・外泊、園内親子宿泊室の活用などによる親子交流の促進など、家族再統合の取組について、家庭支援専門相談員を中心に充実させていく。

また、児童の人生の選択肢を広げる支援として、自立支援担当者を中心に自立に向けた学習会などを開催するとともに、自活訓練などの機会を計画的に提供していく。就労支援においては、民間企業やＮＰＯ法人などと連携し、職場実習や職場体験などの機会を計画し社会経験の拡大を図る。

さらに、障害福祉サービスが必要な児童については、障害児等受入調整員が中心となり、関係機関と連携しながら一人ひとりのニーズに応じていく。

（ア）家族再統合

	計　画
親子宿泊	延１０泊
	対象児童５人
保護者との面会、外出	延１３０回
	対象児童３５人
外泊、一時帰宅	延１００回
	対象児童１８０人

（イ）自立に向けた支援

	計　画	
生活講座等の実施	実施回数	延１０回
	延人数	延３０人
	対象児童	中学生以上対象
学習塾通塾児童	実施人数	２０人
	対象児童	対象児童小学生以上対象
自活訓練等の実施	実施人数	２２人
	延日数	延１５４日
	対象児童	対象児童　高校２年生１０人 高校３年生１２人
職場体験	実施人数	５人
	延日数	延５日

（ウ）児童の進路決定率

	計　画
進路決定率 （進路先内訳）	１００%（高校３年生等　１２人） （進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職）

イ　アフターケアの充実

児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を展開していく。とりわけ、アフターケアについては自立支援の重要な柱と位置付け、児童相談所、保護者、就労先や関係機関などと緊密な連携を図り、自立支援担当者が調整を行い計画的な支援を行う。

退所児童を支え励ます「二十歳を祝う会」や退園生が集う「退園生懇談会」などを開催し、退園後も施設としての関係を維持し、相談しやすい環境となるよう取組を行う。

また、東京都自立支援強化事業（居住費支援）とともに、寄付金を活用した資格取得や進学・就職、生活困窮児への緊急支援など自立に必要な支援を行う。

さらに、施設退所後の１０年先を見据え、進学児童については在学期間中のフォローや卒後の生活が安定するまでのバックアップ、就労児童については就労先と連携した就労継続や制度の利用に関するアドバイスなど、一人一人に寄り添った支援を進めていく。

この他、今年度より卒後専任担当者が配置される。事業団内施設（主に、八街学園・船形学園・勝山学園・片瀬学園）退所者を対象で、都内に在住、在勤をしている退所者を退所施設と連携してアフターケアにあたる。支援にあたる中で、ニーズ・介入のレベル・支援方法を整理し、退所施設と調整をしながら業務の在り方を確立していく。

（ア）退所児童のアフターケア

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

	計　画
実施人数	１０３人 ／対象児童２００人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	９７人

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

組織的な虐待防止体制を強化するため、「重大事故ゼロ運動」や新任職員への早期教育、園で策定した「5 つの項目」（①大きな声、②呼称、③私金・私物の管理、④食事場面、⑤入浴）の徹底を図る。また、チームリーダーが相談しやすい環境づくりを担い、権利擁護委員会では良い支援の共有やマニュアルの見直しを継続する。

全体会議等では支援の基本となる「東京都石神井学園職員倫理綱領」の周知を行うとともに、事業団悉皆虐待防止研修やマルトリートメント予防研修を全職員で受講し、支援状況の点検・検証を進める。

さらに、昨年度から導入した夜勤当番職員の原則毎日配置を継続し、他寮支援、緊急時の応援、複数職員での介入が必要な場面へ迅速に対応できる夜間支援体制を維持する。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	年１０回	①児童の権利擁護、②権利ノート、③ＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム)・マルトリートメント（不適切な養育）　など
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（４）アクションⅠ－４　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師、嘱託医を中心に万全を期し、特に、感染症対策については看護師主導のもとに積極的に取り組んでいく。服薬に関しては、看護師の配薬、職員の与薬と連携して取り組んでいることから、連携を正確に丁寧に行うとともに、ヒヤリ・ハットを共有し対応を協議することで、ダブルチェック体制を強化すること、薬を扱うという意識の向上に繋げていく。

また、園全体のリスクマネジメントについては、リスクマネジメント委員会で前月にあがったヒヤリ・ハットを検証し、問題点を抽出する。問題点の改善策案を作成し、フロア代表者会議に諮った上、再発防止の徹底をしていく。性的なヒヤリ・ハットはキラリ☆いのち委員会で集約し、委員会で共有した上で事故防止に努めていく。これらの内容を運営会議でも議題として取り上げ、リスク管理を行っていく。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
運営会議	年２０回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
フロア代表者会議	年１０回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
キラリ☆いのち 委員会	年１０回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

外部への情報漏えい防止策や園独自研修の実施、管理状況の定期点検、朝礼などを通じた意識啓発や本部 ICT 担当からの情報周知により、個人情報保護、情報セキュリティ対策を推進していく。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適正な管理を徹底する。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策の取組

夜間訓練を含む防災訓練(消火訓練及び避難訓練)を毎月確実に実施するため、各グループリーダーが進行管理をし、災害時の防災対応の徹底に努める。

昨年度、全園・全児童を対象とした防災訓練を実施したことを踏まえ、昨年度の反省を踏まえ、より実態に即した精度の高い訓練になるよう取り組む。

また、大震災や風水害などの大規模災害に対応するため、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制、職員公舎職員との応援体制・連携体制を強化するとともに、「事業継続計画（ＢＣＰ）及び対応マニュアル」に基づく体制整備を引き続き推進していく。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年 16 回	総合訓練、棟合同訓練、全園防災訓練、備蓄品の定期点検　等

エ　感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザをはじめとする各種感染症の感染防止を徹底する。具体的には、児童、職員とも手洗い、消毒、必要に応じたマスクの着用などの基本的な感染防止対策を行い、感染リスクを下げる工夫をしていく。また、看護師が主導となり感染症予防（手洗い講習や嘔吐物処理など）の研修を実施し、職員のスキル向上に繋げる。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
運営会議	年　２０回	感染予防、対策の検証、情報の発出
安全衛生委員会	年　１２回	感染予防、対策の検証、情報の発出

２　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（１）アクションⅡ－１　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

セーフティネットの役割を担う施設として、虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、他施設からの措置変更児童など、特別な支

援が必要な児童の受入れを強化するための支援体制の充実を図る。

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

一時保護人数	１人
入所理由が被虐児である児童の人数（割合）	全１０４人中８５人、８１．７％

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全１０４人中６１人、５８．７％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全１０４人中６２人、５９．６％
うち、精神科に通院する児童の人数（割合）	全１０４人中４６人、４４．２％
発達・知的・精神障害の児童の人数（割合）	全１０４人中２５人、２４．０％

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全１０４人中６２人、５９．６％

イ　専門的な支援の充実

（ア）適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

児童自立支援計画は、事業団で標準化したアセスメントシートを用い、５月までに策定し、児童相談所や保護者など関係者で情報を共有する。

計画の実施状況を随時検証し、５月・１０月の年２回、全児童について管理監督職員によるヒアリングを行い必要に応じて計画の見直しを行う。また、全ての児童について、児童福祉司を含めたケース会議を年１回以上実施する。

アセスメントなどにあたっては、医師、看護師、心理職員、栄養士や児童相談所、学校、病院など専門的見地からの見立てや助言などを反映し、支援においても連携を強化する。

（イ）多様な支援課題への対応

児童の多様な支援課題に適切に対応するため、以下の取組について専門的支援の充実を図る。

①　寮職員が担う日常生活における精神的な安定

②　男女縦割一般寮・男女別一般寮・男女別高齢児寮・グループホーム・連携型専門ケア機能寮の運営

③　自立支援担当者が中心となり就労・進学支援、自活訓練・自立支援強化事業の推進、アフターケアの充実

④　FSW が中心となり、一人ひとりに応じた親子・兄弟交流の実施、家庭復帰の促進
⑤　看護師による健康管理
⑥　心理職員による心理面接やコンサルテーションの実施
⑦　栄養士による栄養指導
⑧　障害児等受入調整員による福祉就労・通勤寮やグループホームなどの住居についての支援
など、児童の特性、能力、適性などについてアセスメントを行い計画的な支援を行う。

＊　心理職員による児童へのケア
（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

個別面接	延　５８８人 （全１０４人中４９人、４７．１％）	心理面接、コンサルテーションなど

ウ　家庭的な寮運営

（ア）自主調理・出張調理の充実

自主調理や出張調理を充実するほか、土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気を醸し出す寮運営を推進していく。

また、グループホームにおいては、食事提供は 3 食全て寮職員が調理して行う。

児童の年齢や発達段階に応じた食生活習慣などを身に付けることができるよう、食育の推進について検討を行うとともに、自立・自活を目指す年長児童の自活訓練において食に関する支援を強化していく。

（ア）自主調理・出張調理

自主調理（一般寮）	年６０回	各寮６回×１０寮
出張調理（一般寮・ＧＨ）	年３０回	各寮２回×１５寮

＜参　考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全１０４人中８８人、８４．６％

（２）アクションⅡ－２　高い専門性が発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

引き続き、ＯＪＴ推進担当者、新人職員育成担当者（チューター）を配置し、

積極的にＯＪＴを推進していくとともに、そのフォローアップの充実を図る。

また、育成計画、チェックリストをもとに管理職と年に 2 回面談を実施し育成を図る。

さらに、２年目職員には、体験実習として他寮で児童支援を学ぶ機会の提供に努めると共に、他寮の優れた実践を共有する取組も充実していく。

支援部門長が 2 名配置になり管理スパンが縮小されることから、チームを牽引するリーダー層への介入を強化し、チームの運営スキルを強化していく。このことに併せ、個々の職員の負荷に目配せし、面談の実施・ダブル勤務の調整といった介入を早期に行うなど、支援者支援の取り組みや体制を強化していく。

イ　計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努める。

また、新任職員、非常勤職員への基本研修や、高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり支援技術などの向上を図るための研修についても、園の中堅職員を講師とするなど引き続き充実を図っていく。園外研修については、積極的に情報提供をするとともに、オンライン受講など参加の方法にも配慮していく。また、成果を全職員に周知するための朝礼の２部で報告会を行う。

各寮４名体制（グループホームは５名体制）になったことを受け、ダブル勤務の実施等、より丁寧な職員育成を行う。

研修内容	対象者	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	４月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	４月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	５月
メンタルヘルス研修	全職員	１１月
マルトリートメント防止研修（悉皆）	全職員	１２月
ＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム）研修	全職員	１２月
ＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム）講習会	新規転入職員	年度中
ＣＡＲＥ（子どもと大人の絆を深めるプログラム）講習会	新規転入職員	年度中
児童権利ノート学習会	新規転入職員	年度中
救命救急講習	新規転入職員	年度中
職層別研修	全職員	年度中
他寮体験研修	２年目以上の職員	年度中
他施設交流研修	希望職員	年度中

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解するとともに、それらの課題に適切に対応していくため、外部講師や職員ＯＢのスーパーバイズを活用し、外部専門家などと連携した支援を行っていく。

（３）アクションⅡ－３　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学を実施し、職員採用に繋げる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

離職防止の観点から、各職層に応じた研修を計画し、一人ひとりに焦点をあてて育成を図る。また、児童支援による負荷を軽減するために、日々の職員の状態を把握できるよう管理監督者と各所属のリーダー層職員の連携を密にし、早期に面談や支援方法を相談できる体制を取っていく。

イ　職員の離職防止の取組

ライフ・ワーク・バランスの観点から計画的な年休の取得、超勤縮減に努める。長時間労働に対しては、産業医や衛生管理者との面談指導を通じて職員の健康管理及び職場環境の改善に努める。

離職防止の観点からも、業務の効率化や休憩が取りやすい環境づくりといった働きやすい職場作りに取り組む。

（４）アクションⅡ－４　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

「連携型専門ケア機能事業」の実施

虐待による重篤な症状などを有する児童に生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能事業」については、令和８年３月１日現在、入所率１００％で運営をしている。今後においても、高い入所率を維持しニーズに応えていく。

原籍施設に戻った後、定期的に寮職員が施設を訪問し、生活状況の確認と助言を実施するとともに、くりのみ学級の教員を転校先に派遣し、学習状況の確認と情報を共有するなど、丁寧なアフターケアを実施することで、児童が安定した生活を送ることができている。

また、原籍施設に復帰した後の状況等の効果検証を引き続き進め、特別な支援が必要な児童の受け皿としての機能を発揮するとともに、ノウハウを還元する取り組みを進めていく。

（５）アクションⅡ－５　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

大学・専門学校などから実習生を計画的に受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践的な実習を行う。とりわけ、優秀な人材については採用に結びつける取組を強化する。

また、東京都の新任の児童福祉司や養育家庭向けの研修を実施するなど、専門的な支援技術の外部への普及啓発を図る。

さらに、連携型専門ケア機能事業において、民間児童養護施設（原籍施設）の職員との交流や研修などの受入れ体制を整える。

事　　項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師やファシリテータ等の派遣	３人	３日	民間福祉施設等
福祉人材養成機関への講師等の派遣	３人	３日	専門学校、大学等

事　項	実人数／延人数	内　訳
保育士養成機関からの実習生受入れ	５０人／６００人	大学・短期大学・専門学校
職員派遣研修生受入れ	１０人／１０人	児童相談所・養育家庭・福祉局等
他児童養護施設からの受入れ	２０人／２０人	原籍施設等

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクションⅢ－１　地域における子育て家庭等を支援

施設機能を活用し地域の家庭の子育てを支援するために、ショートステイ、トワイライトステイを実施する。

ア　地域生活を支えるサービスの充実

（ア）子育て短期支援事業

サービス内容	対象地域	利用者数
ショートステイ	練馬区・中央区	９４０人
トワイライトステイ	練馬区	１００人

（イ）子育て支援の連携

練馬区の子育てを支援するために練馬区要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議など、地域の話し合いに参加し連携を強化する。

（ウ）養育家庭との連携

東京都練馬児童相談所里親委託等推進委員会への参加や、養育家庭育成のための研修依頼があった際には積極的に受け入れていく。

（エ）子育てに関する公開講座等の実施

子育てにかかる地域公開講座や子育てサロンを開催し、地域における児童の健全な育成に貢献する。子育てサロンについては内容の充実を図るとともに、昨年度２回実施ができたことから、今年度においても複数回実施を目指す。

子育てサロンや公開講座等の実施	対象者	実施回数	参加人数
地域公開講座（２月）	地域住民	１回	５０人
子育てサロン	地域住民	２回	１６人

事　　項	実施回数	参加人数
養育家庭・里親向け研修	２回	４人

（２）アクションⅢ－３　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

施設の設備（アリーナ、グランド等）を地域の要望により貸し出しを実施する。地域や関係機関からの見学要請については積極的に受け入れる。

（ア）地域ネットワークへの参画

練馬区及び地域の関係機関と連携しながら、要支援・要保護児童及び家庭に対する支援の取組を行っていく。

（イ）地域との交流促進

西部一時保護所との災害時の応援体制の強化や近隣保育所の園児との交流を進めていく。

また、定例となっている地域の小学校３校と中学校３校との連絡顔を通して、児童の情報共有や意見交換を通して、連携強化や協力体制を築いていく。

さらに、地域の警察署との連携について、課題があった時だけの連携ではなく、警察の啓発活動や地域の見回り時の情報交換など日常的な関わりを通じて、地域の中での協力体制を強化していく。

イ　多様な主体との連携

（ア）ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、職員ＯＢやボランティアの積極的な活用を図る。

（イ）ＮＰＯや企業などとの協働

公的サービスや金融、アパート賃貸などの仕組みに関する生活講座など、児童の自立支援に向け、ＮＰＯや企業などと積極的な協働を図る。

事　項	延人数	内　容
趣味・情操等	１００人	ピアノ、絵画の活動等
自立支援講座等	５０人	SNS 講座、進路相談、社会生活技術講座、職場体験等
学園行事、運営サポート	２０人	学園行事等

ウ　地域との連携・協力関係の強化

アリーナなどの貸出しなどを通じて、地域との連携・協力関係を強化する。

また、子育てサロンや地域公開講座の開催を通して、地域とのつながりを強化する。

内　容	実施回数等	内容等
施設開放	12 回	アリーナ・多目的ホールの貸し出し
地域活動	３回	子育てサロン・地域公開講座

エ　災害対策における地域との連携

西部一時保護所との災害時の応援体制を継続していく。

事　項	実施回数等	内容等
西部一時保護所連絡会	１回	情報交換、災害応援協定の確認

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

朝礼、全体会議、各委員会など、効果的な実施と朝礼２部を活用し良い支援を共有するなどを充実させ、幹部職員と各フロアとの意見交換の場を設定する。

また、幹部職員による定期的な面談などにより、職員の就業状況や意向・意見を

把握し、職員一人一人が常に仕事に対して意欲的に臨めるような環境の整備に努める。

さらに、ＩＣＴの導入などによる働き方改革を進めるとともに、業務量の多い記録については標準化を目指し、超過勤務の縮減に努める

職員アンケートなどの機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

児童の安心・安全な生活確保のため、D2 フロア及び C 棟については、見守りカメラ、人感センサーを設置している。未設置の寮には、見守りカメラを順次設置していく。グループホームについては、改築計画があるため、改築に合わせて寮内に設置する方向で調整していく。

なお、防犯・不審者対策として、グループホームには防犯カメラを、C棟にはベランダを映す外部カメラ設置しており、園内の４か所の防犯カメラは最新のものに更新済である。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

施設経営において、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくし、合理化・効率化を徹底していく。共有サーバー等を活用し、効率的かつ効果的な情報共有の取組を進める共に、都のＨＴＴの取組による太陽光発電の拡充により、コスト意識の醸成を図る。

また、昨年度事務所・サービス棟に設置した Wi-Fi を活用し、業務の効率化を目指していく。

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

さらに、施設全体のガバナンス強化のため、研修等により職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修受講率	１００％